高等学校卒業程度認定試験　Ｑ＆Ａ

受験生からの問合せが比較的多い質問についてまとめています。試験についてわからないことがある場合は、まずこちらを確認してください。確認してもわからないことがある場合は、文部科学省に連絡してください。

＜目次＞

１　高等学校卒業程度認定試験とは
２　参考書等について
３　試験の日程、会場、時間割について
４　試験の出願について
５　試験科目について
６　試験科目の免除について
７　合格発表、合格の手続について
８　大学受験等について
９　証明書の発行について
１０　大学入学資格検定を受検された方へ
１１　その他

１　高等学校卒業程度認定試験とは

①　高等学校卒業程度認定試験とはどんな試験ですか？

（答）　高等学校卒業程度認定試験は高等学校を卒業していない方が、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。試験に合格した方には大学、短大、専門学校の受験資格が与えられる他、就職、資格試験等に活用することができます。

②　高等学校卒業程度認定試験に合格すると、最終学歴は高等学校卒業になるのですか？

（答）　なりません。合格者は高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められますが、高等学校を卒業しなければ最終学歴は高等学校卒業とはなりません。

③　合格者に定員はありますか？

（答）　合格者の定員は定められていません。試験の結果、学力が一定の基準に達していると認められた方が合格者となります。

④　高等学校卒業程度認定試験で合格した科目を高等学校の単位として認定してもらうことができるそうですが、具体的にはどういったことなのでしょうか？

（答）　たとえば、病弱のため欠席が多く、高校１年で修得すべき数学Ｉの単位を高等学校で修得することができなかった場合などに、高等学校卒業程度認定試験で数学を受験し、合格すれば、学校長の判断で数学Ｉの単位を修得したと認められる場合があります。ただし、単位として認めるかどうか、認める場合の単位数等、単位認定については学校長の判断となりますので、高等学校卒業程度認定試験に出願する前に学校と相談してください。

⑤　高等学校卒業程度認定試験を受験するだけで、高等学校卒業に必要な単位を全て修得することはできますか？

（答）　できません。高等学校卒業程度認定試験で受験できる科目数は最大で１０科目までですので、高等学校卒業程度認定試験の受験のみによって高等学校卒業に必要な単位を全て修得することはできません。

２　参考書等について

①　文部科学省で参考書や問題集を販売していますか？

（答）　販売していませんが、文部科学省ホームページに過去数年に実施した問題と解答を掲載しています。なお、各出版社が作成した参考書や問題集は、大手書店等で販売しています。

３　試験の日程、会場、時間割について

①　認定試験は、住民登録している都道府県以外の試験会場で受験できますか？

（答）　できます。必ずしも本籍地や現住所のある都道府県で受験する必要はありません。

②　試験開始時刻に遅刻した場合、どうなりますか？

（答）　２０分までの遅刻は認めます。２０分を過ぎて遅刻した場合は受験できません。遅刻が２０分以内であっても遅刻した時間に係る試験時間の延長はありません。

③　試験時間終了前に試験室を退出できますか？

（答）　退出はできません。

④　受験しない日や受験しない科目がある場合も試験会場に行く必要はありますか？

（答）　受験しない日や科目については試験会場にいる必要はありません。なお、受験する科目については、試験開始３０分前までに試験会場に来場し、試験開始１０分前までに試験室に入室する必要があります。

⑤　試験当日、受付はありますか？

（答）　試験会場によって異なります。受験票に同封されている注意事項及び試験会場の案内図で確認してください。

⑥　体調不良により、試験当日欠席する場合、連絡する必要はありますか？

（答）　試験当日欠席する場合に連絡の必要はありません。ただし、欠席した場合の試験日変更、再試験等の措置はありません。

４　試験の出願について

①　高等学校卒業程度認定試験の受験資格を教えてください。

（答）　当該年度に満１６歳以上になる方で大学入学資格を持っていない方が受験できます。

②　健康上の理由で全日制高等学校を休学中ですが、休学したまま受験はできますか？

（答）　全日制高等学校休学中の方も受験できます。

③　出願書類及び受験料は受験しなかった場合、返却してもらえますか？

（答）　提出された出願書類及び受験料は返却できません。

④　出願書類が確実に届いているか電話等で確認することはできますか？

（答）　電話、メール、FAX 等による確認はできません。出願書類が届いているかどうかは、書留郵便物等受領証の書留引受番号により郵便局に確認してください。

⑤　家庭の事情により出願期限までに願書を提出することができなかったのですが、認定試験を受験することはできますか？

（答）　できません。出願期限を過ぎて提出された出願書類は受け付けられません。

⑥　願書を提出した後で、出願書類に住民票を添付し忘れていることに気がつきました。どうすればよいですか？

（答）　住民票、受験料の収入印紙、写真等を添付し忘れている場合は出願書類を受理することができませんので、速やかに文部科学省に連絡の上、指示に従ってください。

⑦　出願書類を提出したのですが、記入を間違えたような気がします。確認することはできますか？

（答）　できません。出願が受理できないような不備の場合は文部科学省より電話、手紙等で連絡しますので、指示に従ってください。出願書類については、提出前に記入内容を十分に確認するとともに、コピーを保管してください。

⑧　以前に受験した際に提出した証明書類（住民票、単位修得証明書等）は、認定試験を受験する際に再提出する必要はありますか？

（答）　提出する必要があります。ただし、以前受験した結果通知（科目合格通知書）を持っており、その記載内容（氏名、本籍、免除科目）に変更、追加がない場合は、証明書類の代わりに「科目合格通知書」を提出してください。

⑨　身体に障害がある方に対して特別な措置はありますか？

（答）　あります。症状により、受けられる措置が異なりますので、文部科学省ホームページの「試験時の特別措置について」を確認してください。

⑩　受験票を紛失してしまった場合、どうすればよいですか？

（答）　受験票を紛失した場合は、試験当日に試験会場で受験票を再交付できます。試験当日に「運転免許証」又は「健康保険証」を持参し、各試験会場に設置する試験実施本部で再交付を申し出てください。再交付には時間がかかりますので、試験開始時間より１時間程前に来場してください。

５　試験科目について

①　どんな問題が出るのですか？

（答）　高等学校卒業程度認定試験の出題範囲は、現在の高等学校のカリキュラムを編成する基準（学習指導要領）の科目（教科書）に対応しています。

②　過去に合格した科目及び免除を受けている科目の再受験や、規定の科目数を超える科目の受験は認められるのですか？

（答）　過去に合格した科目や免除を受けている科目の再受験及び規定の科目数を超える科目の受験は認められません。

③　「日本史Ａ」の免除申請をしている場合、「日本史Ｂ」を受験することはできますか？また、「日本史Ａ」を科目合格している場合はどうですか？

（答）　「日本史Ａ」の免除申請又は科目合格をしている場合は「日本史Ｂ」を受験することはできません。日本史のようにＡとＢがある科目については、いずれか１科目についてのみ受験又は免除が可能ですので、Ａ、Ｂどちらかについて免除申請又は科目合格している場合にはもう一方の科目は受験できません。

④　年に２回試験があるので、第１回で５科目受験し、残りを第２回に受験しようと思うのですが、可能ですか？

（答）　可能です。第１回試験で合格した科目は第２回試験では免除されますので、第１回試験で合格していない残りの科目を第２回試験で受験することもできます。同様に次年度以降に受験することもできます。

⑤　免除要件を全て満たしていますが、申請するだけで認定試験の合格者になれるのですか？

（答）　全ての科目の免除を受けて、高等学校卒業程度認定試験の合格者となることはできません。最低１科目は受験し、合格する必要があります。この場合、受験する科目は単位を修得している科目を含めて出願時に選択します。

⑥　現在、在学中の高等学校で学習している科目があるのですが、修得できるかどうかはっきりわからないので、受験しておきたいのですが可能ですか？

（答）　可能です。ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格をもって高等学校の単位とするかは学校長の判断になりますので、注意してください。

６　試験科目の免除について

①　高等学校で「世界史Ｂ」を３単位修得しました。高等学校の先生には「世界史Ｂ」は修得済みだといわれたのですが、高等学校卒業程度認定試験で「世界史Ｂ」の免除には４単位必要となっています。「世界史Ｂ」は免除にならないのですか？

（答）　試験科目の免除に必要な単位数は、高等学校の学習指導要領で定められた標準単位数になっています。ただし、平成６年４月以降に高等学校に入学された方で、各学校で標準単位数より少ない単位数で科目の修得を認めている場合には、免除になることがあります。

②　音楽や情報など試験科目にない科目を高等学校で修得していますが、何か免除になる科目はありますか？

（答）　試験科目にない科目については高等学校で修得していても科目免除の対象とはなりません。

③　英語検定などの検定試験に合格した場合、試験科目の免除はできるのですか？

（答）　文部科学省で定める技能審査等に合格している場合は、実施団体の発行する「合格証明書」を提出することにより試験科目の受験を免除することができます。

７　合格発表、合格の手続について

①　受験結果を電話、メール、FAX 等で確認することはできますか？

（答）　できません。試験結果の発表は郵送により行います。

②　出願の際に免除の申請をしたはずの科目が、結果通知では免除になっていませんでした。なぜですか？

（答）　出願書類の記入ミス、免除資格を証明する書類に不備等があった場合には、試験科目の免除はできません。ただし、試験結果発表後に「Ⓓ合格の申請について」により、合格に必要な科目について免除を受けることで、合格者となることができる場合があります。

③　合格に必要な科目のみ受験し、受験した科目はすべて合格したのですが、合格証書ではなく、科目合格通知書が送られてきました。なぜですか？

（答）　試験科目免除の申請ミス、受験科目の選択ミス等が考えられます。受験票には免除された科目も記載されていますので、受験票が届いた際によく確認しておくことが必要です。なお、試験科目免除の申請ミスの場合は合格の申請により合格者となる場合もありますので、文部科学省に連絡してください。

④　試験後、合格証書が送られてきました。何か手続をする必要はありますか？

（答）　大学受験、就職等のために「合格証明書」又は「合格成績証明書」が必要な場合は、同封されている「Ⓐ合格証明書交付願」を使用して申請してください。

⑤　認定試験で一部の科目に合格し、不合格になった残りの科目を高等学校で修得した場合、認定試験の合格者になりますか？

（答）　「Ⓓ合格の申請について」を使用し、合格の申請手続をすることで合格者となることができます。

⑥　認定試験で一部の科目に合格し、不合格になった残りの科目に相当する「実用英語技能検定準２級」に合格しました。その科目の免除を願い出れば、合格者になれますか？

（答）　「Ⓓ合格の申請について」を使用し、合格の申請手続をすることで合格者となることができます。

⑦　認定試験で一部の科目に合格し、不合格になった残りの科目に相当する「実用英語技能検定準２級」を受検しましたが、まだ結果が出ていません。「合格見込成績証明書」の交付は受けられますか？

（答）　受けられません。「合格見込成績証明書」の交付手続ができるのは、合格に必要な残りの試験科目に相当する単位を、高等学校等で修得見込みの場合に限られます。技能審査の合格見込を証明することは想定されないため、「合格見込成績証明書」の交付手続はできません。

８　大学受験等について

①　満１８歳未満の合格者は、満１８歳にならなければ大学受験はできないのですか？

（答）　満１８歳未満の合格者は、満１８歳の誕生日から合格の効力が生じます。ただし、満１８歳にならなくとも、大学の受験をする年度内に満１８歳になるのであれば、大学入学資格を有し、認定試験の合格証明書、合格成績証明書の申請ができます。

②　８月に認定試験で全科目合格できなかった場合、翌年の大学受験は無理ですか？

（答）　１１月に２回目の認定試験がありますので、それに合格すれば受験は可能です。また、合格しなかった科目を履修中であり、その単位を同じ年度内に修得することができる場合は、「合格見込成績証明書」によって大学等を受験することが可能です。

③　認定試験で一部の科目に合格しましたが、合格に必要な残りの科目全部について、高等学校で翌年３月までに修得見込みである場合、大学受験できますか？

（答）　「合格見込成績証明書」によって受験することが可能です。しかし、高等学校での単位修得後に合格の申請手続を行わない場合、大学に入学できなくなりますので注意してください。

④　大学入試センター試験を受験する場合、高等学校卒業程度認定試験について何か手続が必要ですか？

（答）　受験資格を証明する書類を大学入試センターに提出する必要があります。必要書類については大学入試センターに確認してください。

⑤　試験結果が届く前に合格見込成績証明書は発行できますか？

（答）　できません。合格見込成績証明書の発行には、高等学校卒業程度認定試験を受験し、最低１科目以上合格している必要がありますので、合格科目の通知が届く前に「合格見込成績証明書」の発行手続を行うことはできません。

９　証明書の発行について

①　証明書が早急に必要ですが、どうすればよいですか？

（答）　証明書は、受付からお手元に届くまで１週間程度かかります。即日発行することはできません。また、１２月から２月の入学試験の集中する時期や、郵便事情によっては、到着までの日数が増えることがあります。大学入試等で証明書が必要な場合には十分に余裕を持って申請してください。

②　証明書の発行を申請したのですが、送付されてきません。どうすればよいですか？

（答）　申請書類に不備があると証明書の発行はできません。文部科学省から連絡をする場合がありますので、必ず連絡の取れる連絡先を各交付願に記入してください。郵送してから１週間以上経っても届かない場合は文部科学省に連絡してください。

③　結婚して姓が変わったのですが、証明書の発行を申請する際に何か届け出る必要はありますか？

（答）　高等学校卒業程度認定試験の合格時から氏名に変更があった場合は、証明書発行申請の際に変更の経緯がわかる公的書類（戸籍抄本等）を提出する必要があります。書類で本人の氏名変更の確認をした後に、変更後の氏名で証明書が発行されることになります。変更の経緯がわかる公的書類がない場合は証明書の発行ができません。また、証明書の申請用紙には、変更後の氏名を記入してください。外国籍の方は、文部科学省に連絡してください。

④　引越しをして住所が変わったのですが、証明書の申請をする際に何か届け出る必要がありますか？

（答）　届け出をする必要はありません。ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格時から本籍（都道府県）や氏名に変更がある場合には、証明書の交付を申請する際に変更の経緯がわかる公的書類（戸籍抄本等）を提出してください。変更の経緯がわかる公的書類がない場合は証明書の発行ができません。また、証明書の申請用紙には、変更後の本籍（都道府県）を記入してください。外国籍の方は、文部科学省に問い合わせてください。

⑤　去年発行した合格証明書を持っていますが、今年の大学受験で使えますか？

（答）　提出先によっては証明書の有効期限を設けている場合があります。交付から時間が経過している証明書は使えない場合もありますので提出先の大学等に確認してください。

⑥　大学受験ではどんな証明書が必要ですか？

（答）　受験する大学に確認してください。

⑦　証明書は英文で発行してもらえますか？また、ドイツ語では発行できますか？

（答）　証明書を英文で発行することは可能です。なお、英語以外の外国語による証明書の発行は行っていません。

１０　大学入学資格検定を受検された方へ

①　過去の大学入学資格検定の合格者は、平成１７年度からは高等学校卒業程度認定試験の合格者とみなされるのですか？

（答）　大学入学資格検定と高等学校卒業程度認定試験は異なる試験のため、大学入学資格検定合格者と、高等学校卒業程度認定試験合格者は別の資格として扱われます。

　ただし、大学入学資格検定の合格者も、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、大学入学資格が与えられます。

②　大学入学資格検定の合格者は、高等学校卒業程度認定試験を受験できますか？

（答）　大学入学資格を持っているため受験できません。

③　大学入学資格検定では現代社会以外の１０科目に合格しました。高等学校卒業程度認定試験で「現代社会」を受験すると、合計１１科目になってしまいます。合格に必要な科目数が８科目から１０科目となっていますが、それを超えてもよいですか？

（答）　試験制度の改正により合格に必要な科目数が少なくなっていますので、大学入学資格検定を受検した方は合格科目が１０科目以上になる場合があります。その場合は、まだ合格していない科目のうち、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のみ受験が可能です。

④　大学入学資格検定で「家庭」と「保健」に合格していますが、高等学校卒業程度認定試験で何か試験科目の免除を受けることはできますか？

（答）　高等学校卒業程度認定試験の試験科目では「家庭」及び選択科目はなくなりました。大学入学資格検定で「英語」以外の選択科目及び「家庭」に合格していても試験科目の免除は受けられません。ただし、「数学Ⅱ」・「数学Ａ」など、一部の選択科目の合格については「数学」の免除を受けられる場合があります。

⑤　大学入学資格検定において「家庭」を残し、全て合格しました。選択科目は「英語」を合格しています。高等学校卒業程度認定試験においては合格要件を全て満たすと思うのですが、申請すれば合格者になれますか？

（答）　大学入学資格検定の一部の科目に合格している方で、高等学校卒業程度認定試験への制度改正で試験科目が変更されたことにより、全科目合格者の要件を満たした場合、「Ⓓ合格の申請について」に科目合格通知書を添えて提出すれば高等学校卒業程度認定試験の合格者となり、合格証書が交付されます。この申請は随時受け付けており、申請した年度の合格者となります。

⑥　大学入学資格検定の合格証明書等は発行してもらえますか？

（答）　大学入学資格検定に合格している方には、大学入学資格検定の合格証明書を発行できます。「Ⓐ合格証明書交付願」により申請してください。

１１その他

① 高等学校卒業程度認定試験を合格すると、どのような採用試験、国家試験を受験できますか？（平成２５年８月時点）

（答） 高等学校卒業程度認定試験合格者を高等学校卒業者と同等とみなしている採用試験、国家資格は以下のとおりです。ただし、高等学校卒業程度認定試験の合格以外に、実務への従事経験等が求められるものもありますので、詳しくは担当の各府省庁にお問合せください。

１．採用試験

府省庁名	採用試験の名称	府省庁名	採用試験の名称
人事院	国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）	人事院	気象大学校学生採用試験
人事院	皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験） （護衛官の区分に限る）	防衛省	防衛大学校学生採用試験
人事院	入国警備官採用試験 （警備官の区分に限る）	防衛省	防衛医科大学校学生採用試験
人事院	税務職員採用試験	防衛省	航空学生採用試験
人事院	航空保安大学校学生採用試験	防衛省	看護学生採用試験 （平成２５年度採用をもって採用終了）
人事院	海上保安大学校学生採用試験	防衛省	防衛医科大学校高等看護学院学生採用試験 （平成２５年度採用をもって採用終了）
人事院	海上保安学校学生採用試験		

２．国家資格（試験があるもの）

府省庁名	国家試験の名称	府省庁名	国家試験の名称
文部科学省	幼稚園教員資格認定試験	国土交通省	１級建設機械施工技術検定試験
文部科学省	小学校教員資格認定試験	国土交通省	２級建設機械施工技術検定試験
文部科学省	高等学校教員資格認定試験　※休止	国土交通省	１級土木施工管理技術検定試験
文部科学省	特別支援学校教員資格認定試験	国土交通省	２級土木施工管理技術検定試験
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者試験	国土交通省	１級建築施工管理技術検定試験
厚生労働省	登録販売者試験（都道府県において実施）	国土交通省	２級建築施工管理技術検定試験
厚生労働省	第一種衛生管理者免許試験	国土交通省	１級電気工事施工管理技術検定試験
厚生労働省	第二種衛生管理者免許試験	国土交通省	２級電気工事施工管理技術検定試験
厚生労働省	第一種作業環境測定士試験	国土交通省	１級管工事施工管理技術検定試験
厚生労働省	第二種作業環境測定士試験	国土交通省	２級管工事施工管理技術検定試験
厚生労働省	職業訓練指導員試験	国土交通省	１級造園施工管理技術検定試験
厚生労働省	保育士試験	国土交通省	２級造園施工管理技術検定試験
農林水産省	普及指導員資格試験	国土交通省	土地区画整理士技術検定
農林水産省	林業普及指導員資格試験	国土交通省 （環境省と共管）	浄化槽設備士試験
農林水産省	水産業普及指導員資格試験		
農林水産省	動物用医薬品登録販売者試験 （都道府県において実施）		

３．国家資格（試験がないもの）

府省庁名	国家資格の名称	府省庁名	国家資格の名称
文部科学省	司書補	厚生労働省	店社安全衛生管理者
厚生労働省	食品衛生管理者	厚生労働省	障害者職業生活相談員
厚生労働省	安全管理士	厚生労働省	勤労青少年福祉推進者
厚生労働省	衛生管理士	経済産業省	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格を有する者
厚生労働省	安全管理者	経済産業省	ダム水路主任技術者 （第一種及び第二種）
厚生労働省	安全衛生推進者	経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者 （第一種及び第二種）
厚生労働省	元方安全衛生管理者		